

第9章 その他

第1節 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

平成13年11月21日に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」が成立した。この目的は、我が国の銀行は相当程度株式を保有しているため、株価の変動が銀行の財務面の健全性に影響を与え、ひいては銀行に対する信認や金融システムの安定性に対して影響を及ぼしかねないことから、銀行の株式保有を制限することと、この株式保有制限の導入に伴う銀行からの株式放出が、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性があることを踏まえ、銀行による市場での株式売却を補完するセーフティネットとして、銀行の保有株式の買取業務を行う銀行等保有株式取得機構を設立することになった。

平成14年12月12日には、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。これは、銀行が事業法人株を放出する場合には、株式持ち合い関係を背景に、事業法人も銀行株を放出することが一般的であることから、機構が株式持ち合い解消の円滑化にも対応できるよう、事業法人の保有する銀行株を機構の買取対象に加えたものである。

さらに、平成15年の株価の低迷に際し、銀行の保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっているとの見方があることや、当初平成16年末とされていたいわゆる新BIS規制の導入が平成18年末に延期されたことを背景に、株式保有制限の延期や機構の機能改善（銀行が株式を機構に売却する際に支払う拠出金の廃止や事業法人からの銀行株の買取枠の拡大等）を内容とする株式保有制限法の一部改正が、平成15年7月25日に成立した。

なお、銀行等保有株式取得機構による株式買取業務は、平成14年2月15日から開始され、平成16年6月30日現在の株式買取額は、1兆798億円となっている。

第 2 節 日本銀行による銀行保有株式の買取り

日本銀行は、平成 14 年 9 月 18 日の政策委員会・通常会合において、金融機関保有株式の価格変動リスクの軽減を目的とした新たな施策として、銀行が保有する株式を買い取ることを決定した。財務大臣及び金融庁長官は、本業務について、日本銀行から日本銀行法第 43 条（他業認可）に基づく認可申請を受け、10 月 11 日付で認可を行った。

（注）日本銀行法上、株式の買取りについて特段の規定はなく、同法第 43 条において、日本銀行が財務大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官に委任）の認可を受けた上で他業を行うことができる旨規定している。

日本銀行による株式買取業務は、平成 14 年 11 月 29 日から開始され、平成 16 年 6 月 30 日現在の株式買取額は、1 兆 9,809 億円となっている。

なお、日本銀行は、当初 2 兆円であった株式買取上限を 3 兆円に引き上げることを平成 15 年 3 月 25 日に決定し、財務大臣及び金融庁長官は、日本銀行法第 43 条に基づき、3 月 26 日付で認可を行った。

（注）株式買入れ期間については、平成 15 年 9 月 16 日の日本銀行政策委員会において、平成 15 年 9 月末までの買入期間を、平成 16 年 9 月末まで延長することを決定している。